

山梨県公報

第二千七百八十三号

平成三十年

四月十二日

木曜日

目次

○自動車専用道路の指定……………	一六七
○道路の供用開始(二件)……………	一六七
○手数料の収納事務の委託……………	一六八
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………	一六八
○公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種…	一六八
○土地改良区役員の退任及び就任……………	一六九
○県営土地改良事業の工事の完了(二件)……………	一六九
○開発行為に関する工事の完了について……………	一六九
人事委員会	
○第九十一回(平成三十年度)山梨県警察官A採用試験の第一次試験及び第二次試験試験会場の決定について……………	一六九
正誤	
○平成三十年三月二十九日付け号外第十一号中……………	一七〇

告示

山梨県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年五月二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線

三 道路の区域

区	間	延(メートル)長	指定する期日
富士吉田市上暮地字五名米倉一〇五番七地先から富士吉田市上暮地字五名米倉一〇一番五地先まで		七三・六	平成三十年四月十五日

山梨県告示第百十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年五月二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十二日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区	延(メートル)長	供用開始の期日
一般国道	百四十号	甲府市小曲町字下五割一〇六四番八地先から甲府市西下条町字川代一三四七番一二地先まで	三六四・一	平成三十年四月十八日

山梨県告示第百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年五月二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十二日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	富士吉田西桂線	富士吉田市上暮地一丁目一七一番一地先から富士吉田市上暮地字五名米倉一〇六番一地先まで	九五・九	平成三十年四月十五日

山梨県告示第百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成三十年四月十二日

- 一 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会
- 二 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料
- 三 委託の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年三月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・山梨
 - 2 代表者の氏名 船木上次
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町広瀬七百七十九―二番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、知的障がいのある人達（以下、「アスリート」という。）とコーチ、ボランティアほか一般市民が日常のスポーツトレーニングや競技会、大会またはレクリエーションプログラムを通して共に成長しながらアスリートの自立と社会参加を促進することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年四月四日から同年五月四日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県

民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年三月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 Be Happy
 - 2 代表者の氏名 渡邊操
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市上吉田九百五十七番地二
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の親に対して、親が感じる不安感や負担感の軽減を解消するための環境づくり、ネットワークづくりなど、通常保育に加え時間外や休日保育などの子育て支援事業を行い、すべての子供と親が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会をつくると共に、子育てと仕事の両立支援の推進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年四月四日から同年五月四日まで

● 公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種

指定
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

平成三十年四月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域	業種（日本標準産業分類の中分類）	職種（厚生労働省編職業分類の中分類）	市町村の区域
五十六―各種商品小売業	三十九―飲食物調理の職業	昭和町	
八十五―社会保険・社会福祉・介護事業	三十六―介護サービスの職業	南アルプス市	
五十四―機械器具卸売業	七十五―運搬の職業	富士吉田市	

八十五―社会保険・社会福祉・介護事業	六十六―自動車運転の職業	同
--------------------	--------------	---

二 指定年月日 平成三十年四月一日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成三十年四月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	横田達夫	甲府市愛宕町百六十二番地	平成三十年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	萩原修	山梨市市川七百六十六番地	平成三十年四月一日

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業（日川右岸地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成三十年三月二十日をもって完了した。

平成三十年四月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業（八幡西地区農地環境整備事業）の工事は、平成三十年三月二十三日をもって完了した。

平成三十年四月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年四月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 大月市笹子町白野字向野尻千五百五十二番五から二十四まで及び千五百五十二番二十六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大月市大月町花咲千六百八十七番地四 大月バイオマス発電株式会社 代表取締役 坂本郡司

人事委員会

● 第九十一回（平成三十年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験及び第二次試験

試験会場の決定について
第九十一回（平成三十年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験及び第二次試験試験会場を次のとおりとする。
平成三十年四月十二日

山梨県人事委員会
委員長 信 田 恵 三

区分	試験日	試験会場
第一次試験	平成三十年五月十三日（日） （教養試験・論文試験） （受付時間）午前八時三十分から午前八時五十分まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目四番五号）
第二次試験 （集団面接）	平成三十年五月二十六日（土）	県庁防災新館 （甲府市丸の内一丁目六番一号）

平成三十年五月二十七日(日)
 (適性検査・身体検査(二回目)・体力試験)

山梨大学甲府キャンパス
 (甲府市武田四丁目四番三十七号)

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成三十年三月二十九日(号外第十一号)公布山梨県条例第十号(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

十	上	七	終わりから	条例ここに	条例をここに
---	---	---	-------	-------	--------